

第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 (会 議 録)

日時：平成20年5月29日(木)

午前10時00分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会会議次第

- 1 開 会
- 2 委員の紹介
- 3 委員長及び副委員長の選任
- 4 委員長及び副委員長あいさつ
- 5 会議録署名委員の指名
- 6 小委員会の運営について
 - ①公開・非公開について
 - ②会議録の取扱いについて
- 7 協議事項について
 - (1) 小林市の地域自治区の現状について
 - (2) 総合支所の現状について
 - (3) 新市基本計画等の策定について
 - (4) 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会のスケジュールについて
 - (5) 次回以降の検討事項について
- 8 その他
確認事項について
 - 第2回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会開催について
 - 新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会委員先進地視察研修について
 - 第3回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
 - 第4回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会の臨時開催について
- 9 閉 会

第1回新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

- | | | | |
|-------|-------|-------|---------|
| 1. 委員 | 小島 利春 | 7. 委員 | 坂下 実千代 |
| 2. " | 松元 朝則 | 8. " | 竹之内 昭一 |
| 3. " | 入佐 廣登 | 9. " | 瀬戸口 美智子 |
| 4. " | 淵上 貞継 | 10. " | 赤崎 峯雄 |
| 5. " | 西岡 長成 | 11. " | 見越 南州男 |
| 6. " | 下別府 明 | | |

(事務局)

事務局次長兼総務グループリーダー	谷川 浩二	事務局員	馬場 倫代
計画グループリーダー	鶴水 義広	"	楠元 いず美

(専門部会・分科会・市町担当者)

企画財政専門部会長	南崎 淳一郎	企画分科会長	永野 信二
小林市地域振興課振興係長	京保 信一	高原町総務課財政係長	末永 恵治
野尻町総務企画課主幹	長倉 健一	野尻町総務企画課主任主事	吉村 和仁

(欠席者)

小林市	種子田 與市
"	坂本 新平

以上、(敬称略)

午前10時00分開会	
事務局(馬場)	<p>皆さん、こんにちは。案内しておりました時間となりましたので、ただいまから第2回の新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会を開会させていただきます。</p> <p>皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます協議会事務局計画グループの馬場と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちましてお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、お手元の資料の確認をお願いします。さきにお配りしております会議資料とは別に、地域自治区の区長の職務についてというA4のペーパー、A3用紙の新市基本計画策定スケジュール(案)、今後の方向としまして、小林市の総合計画、市の協働のまちづくり基本指針及びそのダイジェスト版、高原町の第4次総合計画、後期基本計画、野尻町の第3次総合長期計画をお配りしております。また、青いファイルを準備しておりますので、小委員会用として御利用ください。</p> <p>本日の出席委員数は午前の部は11名です。小委員会設置規程によりまして、3分の2以上出席ですので、会議は成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>それでは、本日は第1回ということで、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。まず、小林市議会議員小島利春様です。</p>
小島委員	<p>皆さん、おはようございます。小林市議会から選出されました小島利春でございます。前回も一応委員に選ばれて審議をした経緯がございますが、我々須木と合併して2年が経過し、3年目を迎えておりますが、その中でもあと数項目ですかね、事務事業が整うというところまで来ております。今回また高原と野尻と一緒に合併協議をしていくことでございますので、2年前とすると財政状況は違うんですが、そこも含めながら皆さんと協議してまいりたいというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局(馬場) 松元委員	<p>続きまして、同じく小林市議会議員の松元朝則様です。</p> <p>おはようございます。松元です。初めてこの委員になったんですけども、私はお隣の小委員会も非常に重要な委員会なんですけど、こう言っちゃいけません、それ以上にこの委員会は重要な委員会だと思っております。というのはですね、今回、小林はこういう指針をつくれたわけなんです。合併説明会の中で野尻さん、高原さん、資料はいただいておりますけども、あの中身も全部見させていただきました。これから5年後、10年後の新しい町をどのようにつくっていくのか、極めて財政的にはお互いに50歩100歩なんですけども、よくない意味で50歩100歩なんですよね。そういうところしっかり踏まえた中で、住民の人たちが憂いとか不安とか、そういうふうなものは生じさせないような組織づくりというのを、私はこの委員会の中で求められているんじゃないのかな、私はそんなふうに思っています。そういう意味では生みの苦しさもあるかと思っておりますけども、お互いに真摯に向き合って議論ができればなと、そして一つのものをつくり上げていくというふうになればいいと私は思っています。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 西岡委員	<p>続きまして、小林市の西岡長成様です。</p> <p>旧須木村から小林市の委員として参加させていただいております西岡と申します。合併の苦しみというものは、私が一番よく知ってるんじゃないかと思っております。また、地域協議会というのが須木では発足しておりますけれども、その委員としても十二分に活躍しております。いろんなことがあると思いますので、我々はお互いの気持ちを十分大事にしながら、合併が進めばいいなと思っておるところでございます。どうかひとつよろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 下別府委員	<p>小林市の下別府明様です。</p> <p>皆さん、こんにちは。私、社団法人小林青年会議所の本年度理事長をやっています。</p>

事務局(馬場) 坂下委員	<p>す下別府明でございます。前回の協議会ではですね、当該の理事長が委員として出向しておりました。私は今回初めてなんですけども、おかげさまで社団法人小林青年会議所、今年40周年を迎えます。創設以来ですね、「西諸はひとつ」ということで活動、運動を、まちづくりの活動を展開しております。今回の合併も、素晴らしい形で達成できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 入佐委員	<p>小林市の坂下実千代様です。 坂下実千代です。3人の子供の親として、それから読み聞かせを通して高原や野尻の方ともかなり交流をさせていただいております。合併協議会で市民の立場から意見を言えたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 竹之内委員	<p>続きまして、高原町議会議員の入佐廣登様です。 皆様、おはようございます。先ほども小林市の副議長の小島さんからありますが、前回法定協になりまして、前回は糧として今回取り組んでいきたいと思っております。まず、一番重要な我々はポストにあるかと思っておりますが、将来、我々が孫、ひ孫たちを持った将来の小林市、新市の町をどうやるべきか、それに向かって合併に向けて取り組んでいきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 瀬戸口委員	<p>高原町の竹之内昭一様です。 竹之内でございます。おはようございます。私は、商工業の代表というわけではありませんけども、商工業から出ております。先ほど委員の松元さんからお話がありましたとおり、そういう新しい市というものの基本的なものをやっていかないと、今の総合支所方式もいろいろありますけども、寄り合い所帯みたいな感じで新しい町に進むと、禍根を残すような、将来的に非常に苦しい場面が生まれてくるんじゃないかと思えます。そういう意味でいろんな意見を発したいと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 淵上委員	<p>高原町の瀬戸口美智子様です。 おはようございます。高原町の女性代表ということで、この場に出席させていただいております。とても大事なことを話し合う場ですので、ここで話し合ったことはまた地域に持って帰って、皆さんにもよくわかるように説明しながら、この会に参加させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 赤崎委員	<p>続きまして、野尻町議会議員の淵上貞継様です。 皆さん、おはようございます。私も前回、法定協議会が立ち上がったところですけども、今回が初めての私も委員に選ばれたところですけども、先ほど松元委員の方からおっしゃったように、今後3市町が一緒になって、将来の今後いろんな少子高齢化、年金問題、いろんな問題が今山積しているところですので、こういったことを今後の孫、ひ孫に向けた、将来10年、20年、先を見据えた中でお互いにどのような新市をつくっていくのか、それをとことん協議をしながら、いい方向づくりをしていきたいと思うので、皆さん方もよろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 見越委員	<p>野尻町の赤崎峯雄様です。 おはようございます。お互いにここに足を運ぶという大きな目的意識を共有しながら、それぞれの委員としての独自性も十分発揮しながら、お互いに切磋琢磨しながら、達成課題である大きな課題を解決すべく、歩みを一緒に進めていけたらと考えてございます。非常に力不足でございますが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局(馬場) 見越委員	<p>野尻町の見越南州男様です。 皆さん、おはようございます。私は、野尻町老人クラブ連合会の会長をいたしておりますけれども、3年前までは野尻を考える会がございまして、どうしても合併をしなきゃいかんということで、仲間と一緒にやったところですが、今回こういうことになりまして、さらに今後取り組んでいきたい。もともと農協出身でございまして、農協合併は小林地区は特に私が責任者で進めてきました。それから宮崎、都城、こういう仕事にいろいろと携わっておるわけでございますが、経済団体と自治体はいろいろ合併が違いますけれども、やはりまとまるところは、小さいことを言っておっては合併は進まんと。そういうことですね、大同団結してです</p>

事務局(馬場)	ね、国は御案内のように、何をしておるのかわからんというふうに考えておりますが、せめて地域だけをしっかりと、国が穂がなくても、地域が一生懸命頑張っていくぞと、それを今回の合併でもう二度と失敗は許されないと、そういう意気込みでおります。皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。
事務局(馬場) 南崎部会長	それから、小林市の種子田與市様、坂本新平様は、本日所用のため欠席されております。 続きまして、各市町の担当者を御紹介いたします。まず、企画財政部会長であります小林市の南崎財政課長です。
	今回、企画財政専門部会の部会長を引き受けました小林市財政課長をしています南崎と申します。財政状況は、三位一体改革に伴いまして、非常に市町村、小林市、高原町、野尻町ともに財政状況は疲弊をしておるわけでございますが、そういった中で合併も財政状況を十分考えながら協議を進めていけたらと思っております。今日は小委員会ということでございますが、私どもも本委員会としての財政シミュレーション、こういったものをつくる大きな役目を負っております。この中でどういうふうに10年後を見据えていくのか、その辺のところも十分皆さんの意見をお聞きしながら、計画に反映してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。
事務局(馬場) 京保係長	須木庁舎の地域振興課、京保係長です。 おはようございます。須木庁舎の地域振興課、京保と申します。西岡さんからありましたとおり、地域協議会の方の庶務を担当させていただいております。何か参考になる意見が収集できればいいかなというふうに考えていますので、よろしくお願ひします。
事務局(馬場) 末永係長	続きまして、高原町総務課の末永係長です。 おはようございます。高原町総務課財政係の末永と申します。本日は勉強させていただきたいと思っております。
事務局(馬場) 長倉主幹	野尻町総務企画課の長倉主幹です。 野尻町総務企画課の長倉と言います。よろしくお願ひします。
事務局(馬場) 吉村主任主事	野尻町総務企画課の吉村主任主事です。 野尻町役場で財政を担当しています吉村と言います。どうぞよろしくお願ひします。
事務局(馬場)	続きまして、事務局職員を御紹介いたします。総務グループリーダーの谷川です。
事務局(谷川)	おはようございます。谷川でございます。私の方も前回の合併協議に引き続きまして、事務局を担当させていただいております。また、先ほど松元委員の方からございましたように、小林市の協働の指針の担当をこの3月までしてございました。よろしくお願ひします。
事務局(馬場)	同じく総務グループの楠元です。
事務局(楠元)	総務グループの楠元です。よろしくお願ひいたします。
事務局(馬場)	計画グループリーダーの鶴水です。
事務局(鶴水)	計画グループの鶴水です。新市基本計画の関係を主に担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。
事務局(馬場)	続きまして、本日が第1回でございますので、まず委員長、副委員長を決めていただかなければなりません。小委員会設置規程第4条によりますと、委員長、副委員長は互選により定めるとあります。どのようにしたらいいかをお伺ひいたします。
事務局(馬場)	(「事務局案は何かありますか」と発言する者あり) 事務局案ということですので、事務局案といたしましては、今回、協議会、二つの小委員会を設置され、当小委員会では小林市から7名、高原町、野尻町からはそれぞれ3名ずつ入っていただいております。本日は、二つの小委員会を同時に開催されておりますので、事務局としましては、当小委員会では高原町、野尻町から委員長、小林市からは副委員長を選出していただき、またもう一つの議会議員・農業

	<p>委員会委員の取扱い小委員会では、小林市から委員長、高原町、野尻町からは副委員長を選出していただければ、全体的なバランスがとれるのではないかと考えております。いかがでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
事務局(馬場)	<p>では、ここで小林市選出委員、高原町、野尻町選出委員の方々にそれぞれ委員長、副委員長の選出について御協議をお願いいたします。</p> <p>(協議のため暫時休憩)</p>
事務局(馬場)	<p>それでは、ただいま委員長に入佐委員、副委員長に小島委員ということになりましたので、ここでそれぞれごあいさつをお願いいたします。</p>
入佐委員長	<p>委員長ということで御指名をいただきましたが、大変責任を感じておるところでございます。前回の1市2町1村のときも委員長ということでありまして、今回、前回は各小委員会が4つありましたが、今回は2つということでありまして、新市名称と新市の庁舎の位置小委員会はないわけですが、今回は議員定数とまちづくりということで2つの委員会でありまして、前回も小島副議長と委員長、副委員長という形でやりまして今回は逆がいいんじゃないかと思ったんですけど、精いっぱい皆さん方の御協力いただきまして進めてまいりたいと思いますので、どうかひとつ御協力よろしくをお願いいたします。</p>
小島委員長	<p>結果的には前回の委員と全く同じになりましたが、そのこの息の合ったところで、この委員会をうまくまとめて、そしていい基本計画なりができればいいかなあというふうに思っております。よろしく申し上げます。</p>
事務局(馬場)	<p>ありがとうございます。それでは、ここからは小委員会設置規程第6条によりまして、委員長に議事進行を引き継いでまいりたいと思いますが、打ち合わせのため、しばらく5分ほど休憩をさせていただきたいと思っております。</p> <p>午前10時18分休憩～午前10時24分再開</p>
入佐委員長	<p>それでは、会議を始めます。暑いですので、上着をぬぐ方はぬいでいただきたいと思っております。よろしいですか。それでは、私の方で議事を進行してまいります。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名委員につきましては、議長が指名することになっております。本日は、小林市の小島利春委員と高原町の竹之内昭一委員をお願いいたします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。小委員会設置規程第6条によりまして、会議は原則公開するとあります。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開するという御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
入佐委員長	<p>それでは、本日は公開することにいたします。あわせて会議録についても公開することとさせていただきます。</p> <p>早速協議に入りたいと思っております。協議事項(1)小林市の地域自治区の現状について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
赤崎委員	<p>本題に入る前に要望ですが、ちょっとレイアウトが窮屈なんで、できたら二人ぐらいつの感じで場面設定を、レイアウトを修正していただければ、事務局が配慮していただいております。ちょっと窮屈ですので。</p>
入佐委員長	<p>今回初めてで、私もきつく感じましたので、二人で一つのテーブルということで次回からはお願いしたいと思っております。資料も広げたいですから。</p> <p>(発言する者あり)</p> <p>それと、名札をこちらを向けていただきたいんです。初めてでまだ名前を覚え切らないので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局(谷川)	<p>お手元に事前にお送りしております小委員会の会議資料をご覧いただきたいと思っております。こちらの資料の7ページをご覧いただきたいと思っております。協議事項(1)、小林市の地域自治区の現状についてでございます。</p> <p>現在、前回の合併、平成18年3月20日以降に合併特例法に基づきます須木地</p>

域自治区が設置されております。その概要について、ここに表でお示しをしております。

まず、地域自治区の名称につきましてでございます。区域は合併前の旧須木村域、設置日は平成18年3月20日、設置期間は10年以内としておりますので、平成28年3月19日までと、それ以内ということでございます。

予算につきましては、地域自治区の予算に関しましては、地域自治区の年間の歳入歳出を見積もり要求を、それぞれ各所管課、須木庁舎の所管課からいたします。そして、それを一旦、須木庁舎の方でもまとめていただきますけれども、最終的に財政課の査定、あるいは市長、三役の査定を経まして、必要とされる額を査定して、市の方から配分をしております。

次に、地域自治区長についてでございますが、区長の前職としましては、第1期が加藤区長さんでございますが、元村長さんでございますが、平成18年5月1日から20年の4月30日までの任期でございました。第2期につきましては、上床様が区長になられておりますが、元須木村の助役さんでございます。平成20年の5月1日から現在に至っておられます。

区長の選任につきましては、第1期は区長選任に当たりまして、区域内から市長が候補を選任いたしまして、地域自治区設置協議書によりまして地域協議会の意見を求めて任命をしております。なお、第2期の区長選任に当たりましては、地域協議会と須木地区区長会の合同推薦を受ける形で、市長が選任をいたしております。

任期につきましては2年ということでございます。

報酬でございますが、給料ということになりますけれども、月額57万5,000円でございます。これは旧小林市の収入役と同額としております。後ほど出てまいりますけれども、権限としては当時の助役と同程度の権限、決裁権限ということでございますが、須木地区に限った業務ということから、このような給料月額となっております。

権限でございますけれども、地域自治区を代表いたしまして、その事務を総理する。なお、小林市の須木庁舎（総合支所）の事務所長にかえて特別職の区長を設置しておりますので、区長は須木地域に関する事務を担当することになります。

次に、地域自治区事務所の位置でございますが、旧須木村役場、現在の須木庁舎内としております。

そして、地域協議会の組織についてでございます。これにつきましては設置協議書によりまして10人以内としております。委員の選出基準は、まず須木区の区域内の公共的団体等が推薦する方、これは4人以内、次に学識経験を有する方が4人以内、公募による住民の方が2人以内としております。

委員の選任につきましては、協議書に基づきまして市長が選任をいたしますけれども、設置時におきましては旧須木村での推薦、そして新市において公募をいたしました、その結果を受けて市長が選任をいたしております。

協議会の回数、時期でございますが、協議会につきましては、年度ごとに活動計画を立てております。月1回を基本として定例会を開催いたします。また、必要に応じて臨時会を開催いたしております。実績としまして、平成18年度は8回、平成19年度は11回、開催をしております。

報酬等につきましては、協議会委員については、報酬は非常勤特別職という扱いで、月額6,100円としております。なお、出席に対する費用弁償は支給しておりません。

権限でございますが、ここに①から③までございますけれども、①としまして、地域自治区の事務所が所掌する事項。②としまして、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項。③市の事務処理に当たっての地域自治区の区域に住所を有する者との連携の強化に関する事項。

こういった事項につきまして、市長その他の機関から諮問をされたもの、または地域協議会が必要と認めるものについて審議をいたしまして、市長その他の機関に意見を述べるができるということになっております。

<p>入佐委員長 竹之内委員</p> <p>事務局(谷川)</p>	<p>その下、地域自治区の事務所の組織・所掌事務でございますが、組織としましては、先ほどもございましたように、事務所長にかえて特別職、協議書では、現在副市長でございますけれども、当時、助役相当職という協議書になっておりました。特別職の区長を置く。そして須木庁舎の職員が地域自治区の業務を兼務するというところでございます。</p> <p>所掌事務としましては、総合支所の事務に関すること、それから地域協議会の庶務及び運営に関することを担っております。</p> <p>8ページでございます。地域協議会のこれまでの主な活動経過でございます。</p> <p>まず1番目としまして、総合計画の審議、新小林市の総合計画作成に伴いまして、市長より意見を求められております。3回にわたり協議会を開催いたしましたして、須木区の将来にかかわる重要な基本構想、基本計画について熱心に議論をいただき、市長に答申をしていただいております。</p> <p>2番目に、予算に関する審議でございます。当初予算、補正予算等につきましては、事前に委員の意見を聴取いたしまして、予算要求の際の参考としております。</p> <p>3番目に、他の団体との意見交換、平成19年度の第1回協議会では、須木地区区長会との意見交換を実施しております。合併後の地域住民の反応、あるいは今後の地域づくりに関する意見交換を行っております。</p> <p>4番目に、市長への提言でございます。19年度の第3回の協議会におきまして、市長に出席を要請しまして、「地域づくりに対する提言」と題して、直接委員が意見を述べております。また、教育・観光問題等について積極的な意見が出されたところでございます。市長の方からもそれぞれの御意見に対して、丁寧な回答が得られたということで報告がございました。</p> <p>5番目としまして、地域づくりに関する協議でございます。須木地区が寂れることのないよう住民の不安解消のために設置された地域自治区でございますので、また地域協議会ということでございますから、今後の須木地区の展望等について自由に議論する機会を設定しております。また、福祉・医療・教育等の部門別の協議も計画をされております。</p> <p>6番目に、先進地視察研修としまして、18年度は長崎県諫早市の地域審議会、19年度が宮崎県の都城市山田町地域協議会、それから高崎町地域協議会の方に視察研修に行っております。</p> <p>9ページ、10ページにつきましては、それぞれ会議等の開催状況の一覧でございます。これについてはそれぞれご覧いただきたいと思っております。</p> <p>協議事項(1)につきましては、以上でございます。</p> <p>ただいまの説明について何か御意見、御質疑はございませんか。</p> <p>ちょっとお尋ねしてよろしゅうございますか。事務局にお尋ねしたいんですが、一応須木との合併に対する案ということでありますが、今度、高原町、野尻町も含めて、大体こういう方式を目指すということなんでしょうか。それとも例として挙げられたものでしょうか。</p> <p>今回の合併協議に当たりまして、首長の方で8項目の確認書をいただいております。その中に地域自治区等の設置について検討するということになっております。区長設置については、その確認書の中では、ただ触れられておりませんが、地域、既に須木の方で地域自治区がございますので、そういった合併特例法による地域自治区も一つの案としてございますし、そのほかに地域自治区等というニュアンスの中には、先ほどございましたように、協働のまちづくりを目指す中で、そういった法に基づくものだけではなくて、例えば一つの例としまして学校区単位のまちづくり協議会ですとか、そういった組織も含めて検討していくということになるかと思っております。</p> <p>今回につきましても、合併協議の中でのそういった地域自治組織のあり方ということでございますので、こういった須木地区と同じような形の地域自治組織というものも一つの案になると思っておりますし、もしくはもっと違った形のものを置いていくと、あるいは複合したものをという形は、今から委員の皆さん方に御意見を出して</p>
---------------------------------------	---

<p>竹之内委員 事務局(谷川) 竹之内委員 事務局(谷川) 入佐委員長 赤崎委員</p>	<p>いただくことでイメージをつくっていただくということになるかと思います。 一応これは例として挙げられたということですね。 そうですね。 わかりました。 協議のたたき台ということで。 一つの参考資料として。ほかにございませんか。はい、赤崎さん。 協議会の組織で①②③ございますが、③の公募について、公募について住民の反応と当局の期待感に対して、どういった結果で落ちついたか。その辺についてプライベートなこともあるともあると困るんですが、事務当局で許しを得る部分で答弁できるところがございましたら御紹介ください。</p>
<p>事務局(谷川) 京保係長</p>	<p>地域振興課の方でお答えいたします。 地域振興課の京保でございます。ただいま質問がありました公募に対する件でございますが、合併して発足1年目が委員2名が公募ということになっておりましたので、須木区内に住所を有する者ということでありますので、須木区内の方に呼びかけをいたしました。この2名に対しまして、第1期目ですから4名の方の応募がございました。当然公募ということで、やる気のある方というふうな考えをうちの方持っておりましたので、たくさん公募があってくるといいなということを考えておりました。</p>
<p>入佐委員長 赤崎委員 入佐委員長</p>	<p>1期目は4名ということでありましたので、事前に面接等行いまして、選考委員会等も設置しまして、2名の方に絞ったわけでございますが、非常にその2名の方につきましましては、非常に協議会で積極的な意見を出されておられて、私の思ったとおりということで、協議会をリードしていただくような方ございました。2期目、今回でございますが、同じように広報等を流したんですが、残念ながら今回は応募がございませんで、10名という枠があるんですが、2期目は8名ということでスタートいたしております。</p>
<p>入佐委員長 赤崎委員 入佐委員長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ありがとうございます。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>入佐委員長 事務局(谷川)</p>	<p>なければ、協議事項(2)総合支所の現状について、事務局の説明をお願いいたします。 資料の11ページをお開きいただきたいと思います。協議事項(2)総合支所の現状につきましまして御説明申し上げたいと思います。</p>
<p>入佐委員長 事務局(谷川)</p>	<p>まず1番目に、須木地域自治区の職員数、須木庁舎管内に配置されている職員数の推移でございますが、まず合併前、平成16年4月1日現在となっておりますが、これは前回の合併協議の折の現況調書が、この日現在になっておりましたので、16年4月1日現在で55人、これを100%としております。そして、合併後ということで、平成18年3月20日現在、合併日現在で45人、合併前と比較しますとマイナス10人ということで、比率としましては81.8%になっております。それから、約2年経ちまして今年の4月1日現在では39人、合併前と比較しますとマイナス16人ということですが、70.9%という割合になっております。</p>
<p>入佐委員長 事務局(谷川)</p>	<p>この合併時現在、それから平成20年の4月1日現在の職員数につきましては、合併時につきましては、後ほど組織図の中でも出てまいりますけれども、総合支所を置くということございましたので、本庁機能といたしまして、総務、企画、財政、人事、こういった部門につきましては、本庁に職員を集約させていただくということでございます。そのことによって10人の減となっております。</p>
<p>入佐委員長 事務局(谷川)</p>	<p>また、下の組織図の方でも出てまいります。合併後2年経ちまして、本庁も含めまして課の組織再編を行っております。その中で課の統廃合等がございましたので、そのあたりを含めまして、また20年4月1日現在では職員数が若干減ってきているということでございます。全体的には行財政改革、前回の新市建設計画、財</p>

政計画に基づいて行財政改革に努めてきております。新しい支所機能としまして行う業務としましては、特に合併後2年間の間での大きな変更というのはございません。

次に、下の方ですが、地域自治区の事務所の組織図でございます。4月1日現在でございますが、まず市長の右の方に須木区長がでございます。そして、地域振興課、ここに2係ございますが、それから住民福祉課、そして農林建設課が、これが四角で囲ってございます。この部分が須木区長の決裁権限が及ぶ範囲ということでございます。

そして、下の方に教育委員会、本庁の方の教育委員会でございますが、そして教育総務課の中に学校教育、社会教育、給食センターがでございます。そして、農業委員会の下に農業委員会分室というのがございますが、これが係のところ、右の方に行っておりますけれども、大変申し訳ございません。分室ということでございますので、教育総務課の下の方に、これは同じ課、室として設置しておりますので、大変申し訳ございませんが、御訂正方をお願いしたいと思っております。

この組織図で見いただきますと、全庁的には合併時に49課104係あったものを、合併時に41課94係まで統合しまして減らしております。合併によりまして8課10係が減少をしたということでございます。須木地区に限って申しますと、平成16年当時は16課32係ございましたが、18年度の合併時に7課19係になりまして、20年4月1日現在では、ここにございますように5課19係ということでございます。特に20年の4月1日では、上から2番目にございます住民福祉課、これは税務住民課と福祉保健課が統合しております。それから、下の方の農林建設課、これは農林課と建設課が統合して農林建設課となっております。

それとあわせて、参考資料等について御説明をさせていただきたいと思っております。12ページ以降に参考資料としまして、地方自治法、合併特例法により設置できる地域自治組織の概要というのがございます。

大まかなところだけを申し上げます。まず、地域審議会というのがございます。地域審議会につきましては、新市町村の運営に関し、首長の諮問に応じて、審議・意見具申を行うことを目的に設置をすることになります。

この特例法でございますが、特例の趣旨としましては、市町村合併を進めるに当たりまして、地域審議会を置くことが、合併の懸念や障害を除去することに資する場合、あるいは合併後の合併市町村の均衡ある発展などを図っていく上で適切である場合に、設置するということになっております。

次に、地域自治区でございますが、後ほど詳しく出てきますけれども、地域自治区につきましては、地方自治法によります一般制度の地域自治区と、合併特例法によります須木地区と同じような地域自治区がございます。趣旨としましては、地域自治区は住民に身近な事務の処理に当たりまして、住民の意見を十分に反映させるとともに、行政と住民の相互の連携を図ることを目的に設置をいたします。地域自治区は、協議会を設け、首長その他市町村の機関による諮問に応じて、審議・意見具申を行うことになっております。

この特例の趣旨としまして、地域審議会と同様のことでございますが、これにつきましては合併関係市町村で協議をいたしまして、各議会の議決が必要となってまいります。

3番目に、合併特例区というのがございます。県内では宮崎市と合併いたしました佐土原町ですとか田野町、高岡町、こういったところに設置をされております。合併特例区につきましては、地域の住民の意見を行政に反映しつつ、旧市町村の区域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の処理または地域の住民の生活の利便性の向上が図られ、そのことをもって合併市町村の一体性の円滑な確立に資することを目的として設置するということになっております。

この設置、特例の趣旨としても上の2つと同じでございますけれども、特にその中でも市町村合併はしますけれども、一定の事務においては、旧市町村の区域を単

位に予算を持たせて事務を処理していかなければ、その地域の住民の生活に支障を来すと懸念されることに対しての設置特例ということでございます。通常の例としましては、合併する市町村が地形的に距離があると、そういった地形的な条件をも踏まえて設置される場合が多いようでございます。

次に、13ページ以降、それぞれ詳しく書いてございますが、特に須木地区でも地域自治区が設置されておりますので、14ページの方、ご覧いただきたいと思っております。ここには地域自治区につきまして、地方自治法によるものと合併特例法によるものを、それぞれ同じところに、①②というような形で書いております。

目的につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

設置根拠の法令につきましては、一般制度によるものが地方自治法の202条の4、それから合併特例法によるものが第23条に規定をされております。

そして、設置につきましては、一般制度につきましては、市の条例を制定して設置することになります。そして、特例法によるものにつきましては、合併協議会の協議により設置することができるとなっております、これについては議決が要ることとでございます。

設置期間につきましては、一般制度については制限がございません。ただし、特例法によるものにつきましては、合併協議会で定める期間、おおむね10年、最大で10年というのが適当ではないと言われております。このことについては皆様方に協議して決めていただくこととなります。

設置区域につきましては、一般制度につきましては、必要とされている区域を市の条例で定めるということになっております。特例法によるものにつきましては、旧市町単位を設置区域とするとなっておりますが、これは全合併関係市町村に置かなくてもいいということでございます。一部の地域に設置できるということで、前回の合併では須木地区のみに設置をされています。

規約等については、特に自治法、特例法ともに規約制定の義務はございません。

地域自治区の機能としましては、地域住民の意見を行政に反映する、それから行政と住民の協働による地域づくりの場、そして市長の権限に属する事務というようなこととございますが、それから地域自治区の事務所につきましては、設置しなければならないとなっております。ただ須木地区と同じように、合併により旧市町に支所を設置する場合は、その支所にこの事務所を設置する場合がございます。

地域自治区の事務所におきましては、市長の権限に属する事務と地域協議会の事務を処理する。

また、地域自治区の職員は、事務所の長及び職員は、新市の事務吏員をもって充てるということになっております。

地域自治区長につきましては、自治法におきましては、地域自治区の事務所の長は事務吏員という規定がございますけれども、特例法の方で地域自治区の事務所長にかえて合併協議会の協議により、地域自治区に期間を定めて区長を置くことができるという規定がございます。その区長は市長が選任をするということとございまして、特別職になるということとございます。

地域協議会でございますが、地域自治区には地域協議会を設置すると。そして、構成員につきましては、地域自治区の区内に住所を有する者のうちから市長が選任するとなっております。任期につきましては4年以内となっておりますが、須木区におきましては2年ということになっております。また、協議会委員の報酬につきましては、支給しないことができるという規定がございますけれども、現在月額6,100円支給をしているという状況でございます。

15ページでございます。権限等でございますが、先ほどと重複いたしますので、ここがございますような①②③というような事務に関して、その他の機関からの諮問を受けた場合、あるいは必要と認める場合に、審議して意見を述べるということとございます。

そして、(2)の方で、市長の対応等とございますが、市長は、条例で定める市の施策に関する重要事項であって地域自治区の区域に係るものを決定、または変更

しようとする場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないとなっております。それで当合併協議会で策定いたします新市基本計画の変更ですとか、そういった当該地域に該当する重要事項等については、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならないということになっております。

解散につきましては、設置期間の満了により解散をするということになります。

ここに地域自治区のイメージというのがございますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、別の資料で、こういったブックになったA4の資料がございますが、地域審議会と地域自治組織の比較表というのをご覧いただきたいと思っております。委員会資料の次にお渡しをしているかと思うんですが、それでは御説明させていただきます。

さきほどは4つの区分、左から地域審議会、地域自治区が一般制度、特例制度、合併特例区という4つの区分がございますが、この真ん中の地域自治区について詳しく御説明をさせていただいたところでございます。

ただ四つの制度の違いを比較していただくためにお配りしておりますが、まず特徴的なものとしましては、3番の法人格というのがございます。これが地域審議会や地域自治区では法人格はございませんが、合併特例区は特別地方公共団体としての法人格を持つということになっております。

それから、設置区域、4番の設置区域につきましては、旧市町村単位で設置をされる場合が多いわけですが、左から2番目の一般制度の地域自治区につきましては、市町村が定める区域ということで、これについては小学校区間への設置可能であるということでございます。

それから、設置方法でございますが、一般制度の地域自治区は条例で定める。そのほかは合併協議によって定めるということになります。

設置期間につきましては、特徴的なものとしましては、合併特例区は5年間となっております。そして、特例制度の地域自治区、あるいは地域審議会等については、おおむね10年が適当ではないかとされております。

1枚めくっていただいて、次のページでございますが、9番目の協議会等の設置ということで、それぞれ地域自治区には地域協議会、合併特例区には合併特例区協議会というものが設置をされることになっております。

権限等については、省略をさせていただきます。

次のページの12番でございますが、協議会等構成委員の任期ということでございますけれども、地域自治区につきましては4年以内ということでございますが、合併特例区については2年以内、地域審議会については先進事例によると2年程度ということにしております。

その下の13番につきましては、地域自治区、合併特例区については、報酬を支給しないこととすることができるとなっております。

次のページをご覧いただきたいと思っております。16番に事務所という規定がございます。その下に17番として区長等というのがございまして、一般制度の地域自治区では、地域自治区の事務所長は事務吏員をもって充てることとされております。そして、特例制度の地域自治区におきましても、地域自治区の事務所長は事務吏員をもって充てるという自治法の規定がございますが、特例法の中で事務所長にかえて市長、特別職を置くことができるという規定になっております。

また、合併特例区におきましては、(2)にございますように、特例区の区長は特別職とするとなっております。そして、特例区の区長は、合併市町村の助役、今は副市長でございますが、副市長や支所長、出張所長を兼ねることができるということになっております。

次に、18番の区長の任期でございますが、特例制度の地域自治区では、区長を置いた場合は2年以内で合併関係市町村の協議で定めるとしてあります。

それから、次のページ、21番でございますが、財源というのがございます。一般制度、それから特例制度、地域自治区につきましては、市町村が必要な予算を確

保するということになっておりますが、合併特例区は特別地方公共団体ということになっておりますので、合併市町村からの移転財源で予算を作成すると、そして決算を作成いたします。なお、地方債の発行権限はございません。また、地方交付税の交付対象外ということになっております。

それから、一番下の28番、住所の表示というのがございますが、一般制度では特に規定がないんですけども、特例制度の地域自治区におきましては、住所の表示には地域自治区の名称を冠する。〇〇区のほか〇〇町、〇〇村と称することも可能であるとされておまして、須木地区におきましては、呼名が須木ということでございますので、住所表示におきましては小林市須木大字鳥田町とか大字奈佐木とか内山とか、そういった表示にさせております。

次に、もう一冊の資料をご覧いただきたいと思いますが、県民協働による自立した地域づくり、抜粋ということで補足資料でございます。分厚い資料になっておりますけども、作成時点が16年10月ということで、作成時点が古いんですが、当時こういった法的な整備がされまして、地域自治区、合併特例区、あるいは協働に関する住民組織というのを設置された地域がたくさんございましたので、そういった事例がこれに載っております。

めくっていただいて、目次のところを見ていただいたらわかりますように、16ページから48ページにかけて、幾つかの事例が載っております。第3、地域社会を再生する地域自治の仕組みということで、一つ目には、地域内分権による支所機能の充実、この中に特に(3)としまして、西濃圏域1市9町の検討、地域自治区とまちづくり協議会というのが23ページ以降に載っております。

また、その下の住民組織との連携・協働の仕組みというところでは、(3)に広島県安芸高田市の例、あるいは(4)として三重県伊賀市の小学校区単位の住民自治組織というようなものが掲載をされております。

23ページの方をご覧いただきたいと思いますが、一例を御紹介をさせていただきたいと思っております。ここに西濃圏域1市9町の検討、地域自治区とまちづくり協議会というものがございます。読み上げながら御説明させていただきますが、西濃圏域合併協議会では、改正合併特例法に基づきまして、大垣市を除く旧町単位で合併特例法による地域自治区を設置し、さらに合併後おおむね5年を目処に、地域の実情に合わせて、小学校区程度の単位で地方自治法による地域自治区の設置をするとともに、住民が広くまちづくりに参画できる仕組みとして「まちづくり協議会」の設置について新市で調整することとしています。これは16年現在の話でございますので、現在既に設置されているということでございます。

23ページの下の方に、②取り組みの概要というところに地域自治区の設置がございまして、aとして、合併時は合併特例法による地域自治区を合併後の日から5年経過した年度末まで、旧町単位で設置するということとございます。9カ所の地域自治区が設置をされ、そのことによって合併時の不安解消等を目的として設置をされたということとございます。

24ページの部分では、その後、新市において一般制度の地域自治区を、地域の実情に合わせて、新市全域において小学校区単位で条例により設置をしております。

そのまちづくり協議会の設置というのがその下にございますが、一般制度の地域自治区の設置後は、新市において、住民が身近な問題をテーマにまちづくりに参画できる仕組みとして、地域住民組織(町内会、自治会、PTA、婦人会等)と市民活動組織(NPO、ボランティア団体等)で構成される「まちづくり協議会」を設置することとしているということで、この「まちづくり協議会」は、地域自治区と協働して小学校区単位での住民相互の交流、連携、協働をサポートする機能を果たすということとございます。具体的な役割については、ここに幾つか四つほど示してございます。そして、その下の方の図で、合併後5年経過したときまでのイメージ図が掲載されております。

次のページ、25ページの方では、合併後5年を経過した年度以降のイメージ図

で、地域自治区が上の方に、市長も下のところにございますが、そしてその下にまちづくり協議会が設置をされる。これは相互連携をして、地域づくりを進めていくという仕組みでございます。これは一つの例でございます。

それから、ページが飛びますけれども、47ページをご覧いただきたいと思えます。ここにこの資料の中でいろいろな事例が示されているんですけども、まとめということで、地域住民組織が成立して機能するための条件を整理されております。まず、①としましては、危機感の共有ということで、地域社会の現状と将来に対して住民の間で危機感が共有されていること。この際、行政側は、地域の現状を住民に丁寧に粘り強く説明する中で、住民がどうしたいのか、住民に何ができるのか、問題提起することで、危機感を参画意識に誘導しているというまとめがございます。

そして、②としましては、強力なリーダーの存在、どの事例におきましても、地域住民や首長、自治体職員など、新しい取り組みをどん欲に試みるアイデアとバイタリティーにあふれたリーダーが存在し、その人が中心となって、住民や自治体職員の自発的な活動や提案を引き出している。

下の方にございますが、このように地域のリーダーが中心となって活動を進める過程で、より多くの人を巻き込み、新たなリーダーが育っていくための環境づくりをしている点では、注目すべきであるということでございます。

次に、48ページ、③でございますが、旧来の仕組みや風土（気質）等の活用ということで、住民主体での地域づくりが行われている地域では、その基礎・原点とも言える風土、あるいは住民の気質といったものが根づいており、それをベースに新たな協働の仕組みがつくられております。

④として、活動をコア、活動核とした組織ということでございます。組織自体が住民主体の地域づくりの実践活動を実際に担っている、これが共通点でございます。

そして、5番目の上ですが、こうした核となる活動があることにより、地域住民組織が単なる御意見・要望機関、あるいは予算の分捕り合戦の道具になることなく、実践に裏打ちされた提案ができる組織として機能し得るものと思われるというまとめのようであります。

5番目に、住民自らの負担による事業展開ということで、下から2行目ですが、このように、活動に必要な経費の一部を住民自らが負担することが、自らの裁量と責任のもとで活動していくという意識づけにつながっているものと考えられる。

そして6番目に、行政と地域住民組織の連携ということで、下から3行目ですが、行政職員が一人の地域住民として地域住民組織に入っていく、住民の活動をサポートしていくなど、単なる意見のやりとりにとどまらず、住民と行政がともに活動する連携のあり方は、参考となるのではないかとというまとめでございます。

次に、49ページにございますが、先ほどのようなまとめの中で、新たな時代の地域自治の方向性ということで、6行目からございますように、市町村合併によって地域を寂れさせるのではなく、合併を契機に近接・補完の原理に基づいた住民一人一人の直接参加による自治を実現し、合併のメリットを有効に地域住民に還元していくことが重要であり、そのためには1番目に支所の役割の充実、2番目に地域住民組織の設置、そしてそこでの住民と行政の協働、この2点が特に必要だというまとめになっております。

時間が来ておりますので、またお目通しいただきたいと思えますが、53ページの方に先ほど読み上げましたようなことが10点、ポイントとしてまとめられております。ここをご覧いただきたいと思えます。

そして、55、56ページをご覧いただきたいと思えますが、ここでは合併特例法による地域自治組織制度を活用した仕組みということでまとめられておまして、先ほどございましたように、丸が3カ所ございますが、支所（地域自治区等の事務所）の機能・権限を充実させること。それから2番目に、実際に地域づくりに携わる人を地域協議会の委員としていくこと。3番目に、新市としての一体感を醸

	<p>成する工夫をすること、このようなポイントが上げられております。</p> <p>56ページの方には、先ほどありましたような事例、もしくはまとめをイメージとして地域自治組織を活用した仕組みのイメージというまとめがされております。市長が一番上の方でございますが、市長が権限付与や自由に使える予算の付与を、その下の地域自治組織の方にいたします。地域自治組織の中には支所長、地域事務所、地域協議会がございます。</p> <p>そして、その実動部隊として、その下に四角がございますが、地域づくり組織、地域協議会の実動部隊でございますが、ここで関係機関との調整、住民意見の集約、地域づくり計画の策定をやっております。そして、地域づくり組織の中には、既存の自治会や町内会、あるいは他の地域団体との連携を図りながら活動を進めていくと。</p> <p>そしてまた、この地域づくり組織の方から地域協議会の方へ委員推薦等を行うなど、お互いに連携をとりながら活動をしていくと。そして、地域住民の方からは、地域の一員として参画、そして一定の負担をしていただく。地域住民自らが参画をしていくという仕組みが、今後必要になるのではないかと提言の報告書でございます。</p> <p>事前にお配りした資料説明は以上でございます。</p> <p>そして、本日お配りしました地域自治区の区長の職務についてという資料につきましては、須木地区に地域自治区を設置する際に、詳細なものを規定いたしましたので、これを協議の参考としていただければ幸いです。</p> <p>以上でございます。</p>
入佐委員長	<p>ただいま説明をしていただきましたが、何か質問がありましたらお願いいたします。見越委員。</p>
見越委員	<p>御説明でよくわかりましたが、組織が縮小なり、あるいは統合されて、合併は改革ですから当然だと思うんですが、そのために住民に不自由とか不便とか、そういうのは2年の実績があるわけですが、その辺はいかがでしょうか。あるいは今まで須木で済ませておった問題が、本庁まで行かなきゃ処理できないと、そういうような問題があるのでしょうか。もし情報があればですね。</p>
京保係長	<p>先ほど谷川リーダーの方が説明をいたしましたけども、須木庁舎の方も合併いたしましたしてから、現在、合併以前と比べて職員数が減っております。今回20年度におきましても機構改革ということで、保健福祉課と税務住民課が統合しました。それから建設課と農林課が合併しまして、非常に住民からも不安の声が出まして、区長会等からも住民に身近な総合支所として、合併して住民にそれこそおっしゃいましたように支障が出るような、不安が出るようなことじゃいけないんで、何とか阻止してくれないかというような陳情書等も出されましたが、実際のところ、職員数については変動はございませんので、ただ合体をしたというだけでございます。いろいろと出ましたけれども、職員数は減っておりません。</p> <p>ただ職員数が減ったということは、非常に庁舎内も寂しい気がしております。住民の方もよくそういう話をされます。「寂しいなあ」といったところでございますが、基本的に窓口等につきましても、それこそ窓口業務ということで申請書を受け取って、それを本庁の方にもって行きますと福祉事務所が処理することになりますので、ある程度時間がかかったりとか、そういうことはありますけれども、木保変的に須木庁舎でできていたことは、合併後も須木庁舎で済ませることができると。逆にいいですと、須木でしか取れなかった住民票でありますとか、小林に、職場に近いところにありますので、小林市役所に来られるといったようなメリットもたくさん出てきておりますので、今のところは特に問題は生じていないと考えております。</p>
入佐委員長 竹之内委員	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。竹之内委員。</p> <p>よろしいですか。我々高原町は編入合併という形のものを目指しておるんですけども、一つお聞きしたいのは協議事項3という、新市基本計画の策定方針についてという中で、この間の協議会で確認済みだけど、合併後おおむね10年間について</p>

入佐委員長 事務局(鶴水)	定めると書いてあるんですけども、次の31ページになると、計画期間は合併後10年間とすると書いてあるんですね。須木の場合は10年以内という形になっていますが、おおむね10年というのは、どの程度かはっきりしないものですか、お聞きしたいと思ってるんですが。
入佐委員長 竹之内委員 入佐委員長	事務局。 すみません。計画グループ鶴水ですけれども、新市基本計画の件につきましては、次の協議事項となっておりますが、お話をさせていただきますと、おおむね10年ということにつきましては、概ね8掛けといいますか、8年から10年ということでございまして、ご指摘のようにご理解いただきたいと思います。 よろしいですか。 次のところでまた協議されるんですね。 ほかにございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
入佐委員長	ないようでしたら、一応ここで休憩をいたしたいと思えます。5分間で26分から。
入佐委員長 事務局(鶴水)	<p style="text-align: center;">午前11時20分休憩～午前11時26分再開</p> <p>それでは、時間が参りましたので、続きましてまた協議に入らせていただきます。それでは、協議事項(3)新市基本計画の策定について、事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>計画グループの鶴水でございます。まず、新市基本計画の策定について説明いたします前に、市町の担当者ということで、小林市役所企画調整課の永野係長が先ほど来られましたので、御紹介いたします。</p> <p>それでは、説明の方に入らせていただきます。資料は28ページから44ページまでとなっております。28ページから29ページにつきましては、4月17日の第1回協議会で承認をいただいた策定方針でございますので、確認いただきたいと思いますと思いますが、簡単に説明いたします。</p> <p>1番、計画策定の趣旨、2番、計画策定の指針、5項目がございます。3番、計画の内容ということで、1番の計画の対象区域は1市2町の区域と、2番の計画の期間につきましては、先ほど御質問いただきましたが、合併後、おおむね10年間ということでなっております。</p> <p>めくっていただきまして、29ページでございますが、計画の構成、そして財政計画ということになっております。</p> <p>30ページでございますが、参考1ということで、新市基本計画の作成の根拠である市町村の合併の特例等に関する法律の第6条を載せております。読み上げさせていただきますが、合併市町村基本計画の作成及び変更と書いております。第6条、合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとするということで、1号から4号まで書いてあります。</p> <p>ここで申し上げます合併市町村基本計画というのは、この法律上の呼び名でございまして、この合併市町村基本計画を私どもではわかりやすく新市基本計画ということで読みかえていただければいいかと思っております。</p> <p>続きまして、31ページをお開きいただきたいと思います。参考2ということで、新市基本計画とはということで、31ページから32ページまで具体的に説明をさせていただきます。31ページの(1)新市基本計画とは、「新市基本計画」は、小林市、高原町、野尻町が合併するに当たり、1市2町を一体的な地域と見て策定する将来ビジョンであり、2町を加えた新たな市が目指すまちづくりの方向性を示すために策定するものです。「新市基本計画」は、市町村の合併の特例等に関する法律第6条により、市町村合併に際し、必ず策定しなければならないものであり、その内容が合併協定項目の一つとなりますということでございます。</p> <p>(2)の新市基本計画の対象地域でございますが、新市基本計画の対象地域は、</p>

編入合併の場合、法律上は、少なくとも編入される区域における建設の基本方針を示せばよいとされていますが、その地域の実情に応じて判断することになり、小林市・高原町・野尻町においては、対象地域を新市全体といたします。

(3)でございます。計画の期間、新市基本計画の期間(事業計画期間、財政計画期間、公共施設の統合整備の期間)は、特に法律上定められていませんが、過去の事例を見ると、おおむね5年ないし10年となっています。5年ないし10年となっているのは、新市町村が一体となるまでに要する期間、ないしそのための事業・施策の実施期間として最低5年から10年程度は要すると一般的に考えられていることや、普通交付税の算定の特例(合併算定替え)の期間(旧合併特例法では10カ年度、合併新法では9から5カ年度)と書いてございましたが、22年の3月までに合併した場合には5カ年ということになりますが、などの財政支援措置を目安としているためです。小林市・高原町・野尻町においては、計画期間は合併後、おおむね10年間としますということで、策定方針で確認されております。

4番の策定方針についてでございますが、総務省の「市町村合併法定協議会運営マニュアル」によると、新市基本計画策定上の留意事項として、以下の点が上げられています。ということで、1番から6番まで書いてございますが、1番、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とすべきであること。

2番、計画の内容が実現困難なものであったり、単に合併関係市町村の総合計画をつなぎ合わせただけのものではなく、合併市町村のまちづくりに資する事業を選び、合理的で健全な行財政運営に裏づけられた着実な計画とすべきであること。

3番、新市町村の一体性の確保や均衡のとれたまちづくりを進めるための事業を位置づけること。

4番、計画の実施を通じて地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準の維持・向上を図るとともに、あわせて組織及び運営の合理化を図る必要があること。

5番、合併に伴い寂れてしまうのではないかという懸念の声がある地域等について、振興整備等の方策が明確に位置づけられるべきであること。

6番、計画の策定に当たっては、施策の方向性、重点事業に係る住民意向調査や住民説明会での意見収集等を行うことも考えられる。また、計画の内容については、広く住民に広報することが必要であること。

5番の新市基本計画と総合計画との関係でございますが、総合計画は、地方自治法第2条第4項により、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と定められており、基本構想のもとに位置づけられる基本計画は、市町村の施策・事業を進めるための基本となるものです。

新市基本計画は、合併関係市町村のそれぞれの総合計画(基本構想、基本計画)を踏まえつつ、合併新法に基づき合併協議会が作成するものであり、合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に関するビジョンを示す役割を果たすものです。

小林市・高原町・野尻町においては、編入合併であるため、合併後は小林市総合計画を新市の大本の計画とし、1市2町の一体的で均衡ある発展を目指して、新市基本計画を策定することとなります。

新市基本計画の内容に応じて必要な場合は、合併後、小林市総合計画の見直しを図ることとします。

ということで、その下にイメージ図が書いてございますが、真ん中に小林市総合計画がございまして、左側に高原町の総合計画、右側に野尻町の総合計画がございまして、今、言葉で申し上げましたように、小林市の総合計画を中心として、高原町と野尻町の総合計画をすり合わせる形、そして、右側から今後の社会経済情勢、今後の財政状況、住民意識調査なども踏まえて新市基本計画を作成すると。計画期間、おおむねという言葉も出ておりますが、合併後おおむね10年間ということで

策定したいと考えております。

6番の計画に盛り込むべき事項でございますが、新市基本計画の内容は、基本的には合併協議会において、合併関係市町村の自主的判断で策定されるものですが、合併新法第6条第1項において、計画に定める事項が示されていますということで、今日も先ほどさらっとでしたが説明いたしました、31ページの内容と同じでございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、33ページでございますが、参考資料3、作成の手続ということで、実はこのページも第1回の協議会資料の111ページと同じでございますので、こちらはお目通しいただきたいと思っております。

34ページでございますが、お目通しいただきたいと思っておりますが、県との協議について書いてございます。新市基本計画につきましては、あらかじめ県知事と協議しなければなりません。ということで、3行ほど飛ばしていただきまして、いずれにしても、早い段階から県と関係市町村が協力して、よりよい新しいまちづくりのための計画を策定することが望ましいと言われております。ということで、現実的にはまた後のスケジュールでお話いたしますけれども、計画通りに進めていきたいと思っております。

めくっていただきまして、35ページでございますが、新市基本計画の策定体制ということで、一番上に合併協議会がございます。そして、その一段下の右側に私たちの新市まちづくり小委員会がございます。左に幹事会、その下、合併協議会事務局が右側の小委員会の下にございまして、その下、大きく囲ってありますところが新市基本計画の策定作業をするところということで、企画財政部会と、その下に企画分科会、財政分科会があります。

具体的に申し上げますと、実はこの新市基本計画の策定につきましては、この図には出ておりませんが、スケジュール的にも大変きついというようなこともございまして、4月17日に協議会におきまして、協議会の予算ですが、協議会資料、第1回協議会資料の67ページでございますが、新市基本計画策定に係る委託料として650万円を計上させていただいて承認いただいておりますが、株式会社社ぎょうせいと委託契約を締結させていただいたところでございます。ですから、35ページの中で実際には企画分科会、財政分科会の下欄といえますか、その中に入ってくるということになりますけれども、具体的には株式会社社ぎょうせいの方が新市基本計画の策定の案、素案を作成いたしまして、それをまず一番下の企画分科会の方で政策の検討、財政分科会の中で財政計画の検討などをしたものを企画財政部会の方で再検討し、また幹事会の方でも協議いたします。検討いたしました案につきまして、新市まちづくり小委員会の方に御提案させていただくというような形で進めさせていただきたいと考えております。

36ページになりますが、新市基本計画策定スケジュール(案)ということで、非常に小さな文字になっておりますので、もう一枚のA3版のちょっと大き目のスケジュール(案)、そちらの方でいかさせていただいてよろしいでしょうか。新市基本計画策定スケジュール(案)につきましては、一番左側に月が書いてございまして、4月から11月まで書いてございます。一番左は合併協議会、小委員会、幹事会・首長会、専門部会、そして企画分科会・財政分科会、県協議、備考となっております。

合併協議会のところはちょっと飛ばしまして、小委員会のところを見ていただきたいんですけども、本日5月の29日が第1回的小委員会ということで、概要説明というふうになっております。

続きまして、6月の26日の木曜日に第2回的小委員会ということで、地域自治区等でございますが、新市計画につきましては序章から3章といわれる前段の部分を提案していきたいと考えております。

7月に入りまして、24日でございますが、第4回的小委員会において4章から8章の提案をさせていただきたいと思っております。新市基本計画につきましては、前回の1市1村のまちづくり計画というのが序章から9章までという流れにな

っております。中身については後で御説明いたしますが、9章が財政計画ということで、8章までが基本計画策定といたしますか政策内容となっております。

7月の31日の中で、第5回小委員会で4章から8章の協議・確認となっております。8月の22日の第6回小委員会で、9章の財政計画を提案しまして、1週間後、28日の第7回小委員会では、協議・確認というような形で、9月の25日の第8回の小委員会では、計画の原案・概要版等の確認をいただければと考えております。

一番左側の合併協議会につきましては、6月、7月までは小委員会の経過報告をしていくと。8月の段階で経過報告とともに計画素案の提案・確認と、9月におきましては小委員会で練られたものを原案という形で提案し、確認をいただければというようなスケジュールでございます。最終的には10月の第7回の合併協議会の中で県との協議等が済んだ正式なものをお示ししたいということでございます。

小委員会の右側にあります幹事会及び企画分科会、財政分科会、専門部会の2つのところにつきましては、小委員会にお諮りするために、このような今のところスケジュールで断続的に分科会なり専門部会を開いていくということですので、ご覧いただければいいかと思っております。

県協議につきましては、4月の17日に県事業の調査をこちらが照会いたしまして、5月の16日には県事業について回答をいただいております。県の関係といたしましては、8月になりまして、8月から9月中旬あたりで事前協議ということで、まず1カ月半から2カ月かかっておりますが、実施いたしまして、その後、9月になりまして、9月下旬から10月初旬で正式協議ということになります。

また、備考欄に書いてございますけども、5月の15日には住民意向の把握のためのアンケートを送付いたしております。一応アンケートにつきましては30日が回収期限ということで予定しております。また、5月の19日から21日につきましては、のちほどご説明いたしますが、1市2町の現地調査なり首長等のインタビューを実施しております。

めくっていただきまして37ページでございますが、今申し上げました現況把握ということで、資料1と、現地調査、そして2番の市町長及び企画担当責任者インタビューということで、ここに書いてございますような形で、5月19日から21日で2泊3日の予定で、株式会社ぎょうせいが現地にまいりまして現況把握を行っております。

38ページでございますが、一番上の住民意向の把握ということで、アンケートの実施要領が添付してございますが、目的、対象者、目的は住民意向の把握ということでございますが、対象者につきましては、18歳以上と書いてございますが、75歳未満の3,000人を対象にするということで、各市町人口のおよそ5%ということで、ここに書いてございますように、小林市、高原町、野尻町それぞれで、合計3,000名、平成17年度の国勢調査の人口を基準にして算出をしております。対象者の抽出方法なりにつきましては、こちらに書いてございますとおりでございます。

7番目でのアンケートの広報につきましては、合併協議会のホームページに掲載して広報を行っております。

39ページから44ページにつきましては、アンケートの調査の様式がございしますので、ご覧いただければいいかなと考えております。

最後になりますけども、非常にタイトなスケジュールの中で新市基本計画の策定業務を進めております。皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しいところ御苦労おかけいたしますが、御理解を賜りまして御協力お願いしたいと思います。

以上で説明終わります。

ただいまの説明について意見、御質問はございませんか。はい、赤崎委員。

38ページのアンケート実施に伴うサンプル抽出の度数の散らばりについてですが、年齢別、世代別の抽出度数は何か配慮がされておるのかどうか。一括して3,000名抽出したのか。

入佐委員長
赤崎委員

事務局(鶴水)	各市町におけます年齢構成ごとの人口配分がございます。その人口配分に応じて抽出いたしております。
赤崎委員 入佐委員長 竹之内委員	はい、わかりました。 ほかに。竹之内委員。 先ほど私は早とちりしまして、新市基本計画の中で質問しなきゃならなかったんですけども、先ほど申し上げたように、規約の中でおおむね10年間という形のものは書いてあるんですけども、計画の期間として合併後10年間としますとここに書いてあるんですね。私はなぜこれにこだわるかといいますと、10年かけてやるのかどうかということなんですね。はっきり10年間ということであれば、今求められているのは、行政改革をいかに進めるかということに、合併の意味があると思うんですよね。こういう10年間、やる前に10年以内で物事を解決していかないと、こんな世界経済の中で例えばガソリンが上がったり、そういうものの中で西諸地方でも所得は上がらずに停滞するなど、かえってマイナスになる可能性が強いと思うんですよね。その中で一番問題は、住民の負担が増えるということが、一番大きな問題だろうと思うんですよ。そういう面からして、ここは10年以内でという形のものに変えていただきたいというのが願いなんですけども、これは私の意見ですけども。
入佐委員長 南崎部会長	今、質問が出ましたが、新市基本計画のおおむね10年間というのを、どうだろうかということではありますが、事務局。 今の中で、質問の中で住民の負担というようなところもございましたが、行革を当然やっていく中で10年のスパンはどうかということなんですけども、この中には大きく財政計画、財政シミュレーションというのにもかかわってまいります。それで、今先ほど説明の中でありましたように、新法下での合併といいますのは、交付税の特例措置があるわけですけども、その措置は5年間ございまして、あと残りの5年間を段階的にやっていくということで、一応10年たったときに返ってくる交付税が大きく変わるわけですね。だから、10年後になったときに、一つの6万なら6万掛けの算定になりまして、今現在は別々に行きます。ですから、今旧小林と旧須木村でそれぞれ計算したものをいただいているわけですが、交付税として、それを一本にした場合には、3億円ほど下がってまいります。
入佐委員長	ですから、そういったことも財政計画の中でもありますし、10年というスパンの中で、当然行革もどんどん進めていかななくてはならないわけですが、そういう目的で計画を進めてみたときに、おおむね10年というのが一番ふさわしいんじゃないかということで、ここに表記をしております。もちろん委員さんが今おっしゃったようなことを、どんどん改革をしていく中で、早く実現に向かって、財政的にも経営安定、そして住民の負担も、なるべく負担をかけない財政運営というようなことをかんがみれば、早く前倒しでやるというのも十分頭に入れていかなくてははいけないんですが、そういった財政計画との絡みもありまして、大体10年間というところで表記するというふうに御理解いただきたいと思います。
事務局(谷川)	よろしいでしょうか。何かほかにございませんか。——それではないようですので、次の協議事項(4)新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会のスケジュールについて、事務局の説明お願いいたします。 資料の45ページをお開きいただきたいと思います。協議事項(4)新市基本計画・地域自治区等設置検討小委員会のスケジュール(案)について御提案をさせていただきます。 先ほど新市基本計画の資料説明の中でもスケジュールとして触れましたので、重複する部分があるかと思っておりますけれども、今回、協議会設置当初におきましては、5回程度の小委員会を予定しておるところでございまして、これのスケジュールにもございましたように、非常に短期間の中で集中的な審議をしていただく必要が出てまいりましたので、ここに表にございまして、第2回の小委員会が6月26日、ここで新市基本計画と地域自治区等について、あわせて協議をいただきます。

	<p>そして、7月1日、2日に先進地視察研修としまして、熊本県の玉名市、これは一般の地域自治区を設置しているところでございます。また、まちづくり委員会というような学校区単位の委員会と地域自治区が連携をとってまちづくりを進めておられます。そして、もう一カ所が熊本市・富合町合併協議会、こちらは現在、今年の10月に向けて合併協議、合併準備を進めておりますけども、富合町などに合併特例区を設置する予定でございます。そして、合併協議会ということでございますので、新市基本計画の策定を終えておられます。この2カ所を視察していただきたいと考えております。</p> <p>そしてその後、7月8日の第3回、7月24日の第4回、これが臨時で計画をしたところでございます。それと8月22日の第6回、これの臨時開催というような計画になっております。</p> <p>そして、基本計画につきましては、先ほど申し上げましたようなスケジュールで、協議の準備を進めてまいりますけども、あわせて地域自治区等につきましても第3回、第4回、それから第6回、この第6回のところで地域自治区につきましても小委員会の報告書、あるいは調整方針等について確認をいただきたいと考えております。</p> <p>そして、8月28日の第5回合併協議会で新市基本計画の素案を提案いたしまして、協議・確認までいただき、この県との本協議を経まして、9月の25日の第6回合併協議会では、新市基本計画の原案を提案し確認をいただくと。そして、概要版の方もあわせて確認いただきたいと。もう一つの地域自治区等の設置につきましても、第6回協議会で小委員会報告をいたしまして、調整方針等について提案、協議・確認をいただくというスケジュールを考えているところでございます。</p> <p>また、これにつきましては、今現在、予想される範囲でのスケジュールということでございますので、今後の進捗状況次第では、臨時的に開かなければいけない場合も出てくるかと思えます。また、皆様方の御都合によって予定を変更しなければいけない場合もあるかと思えますが、おおむねこの開催日程に沿いまして開催をしていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
入佐委員長	<p>それでは、ただいまの事務局の説明について質疑を受けたいと思えます。何かございませんか。</p>
松元委員	<p>4カ月間の中で新市の基本計画を作らにゃいかんわけですが、大方のところは650万円でぎょうせいコンサルタントの方で進められるんでしょけど、本来ならば私はずっと小林市議会でも言ってきましたけども、本来ならば手前でそういうものはつくるべきだと私は思っているんですが、今回の場合は丸投げというわけにもいきませんから、我々が基本的なところはしっかり議論しなくちゃいけないと、こういうことですよ。その中で序章から9章までですか、あるみたいですが、全体的構成がどうなっているのか、わからないんですよ。そういう素案みたいなものがあるわけですか。それをちょっと教えていただきたい。</p>
事務局(鶴水)	<p>まだ今の段階では、分科会でも検討しておりませんので、あくまでも前回の1市1村のまちづくり計画の形でスケジュールを組んでいますが、それにつきましては第1回の協議が、実は明日の第1回の新市基本計画に係る企画分科会を計画しておりますが、その中で協議することになっておりまして、今の段階では、まだ申し訳ないんですが。</p>
松元委員	<p>だけど、6月には序章から3章、提案・確認となっているんですよ。あと9月25日、8月は9章の協議・確認とか、こんなのが出ているんですね。序章から9章と、ずーっとあって、大筋の脈絡というんですかね、あるだろうと思うんですけど。</p>
事務局(鶴水)	<p>今の、今のといいますか、1市1村のときのスケジュールでよければお話をさせていただきますのでよろしいでしょうか。</p>
松元委員	<p>じゃあ、ここにありますように、5月30日、あす企画の分科会がありますよね。そこで練られたのが、また6月の中で提案されていくと。次のときで結構です</p>

	<p>ので、序章から9章までどういうふうな中身なのと、参考資料を出していただければ、全体像を見ながら議論していった方がいいと思うんですね。個別の単品だけの議論になっちゃうとですね、基本計画にそぐわないところが、議論の進め方としてそういう感じがすると思うんですが。</p> <p>例えば6月の26日、第2回小委員会ありますよね。この中で序章から3章の提案・確認と、おおむね大体こういうところは人口の基礎調査みたいなやつが最初出されるんだらうと、本市はですね。こういうところは一定の統計に基づいた数字ですから、これは確認するというところで終わるんでしょうけど、肝心なのは、例えば3回、4回、ここら5回目くらいで、さっき説明があった、新しい町を審議会なのか地域自治区なのか、あるいは特例区として置くのか、これかなり私はお互いに議論、率直なところを出し合わにゃいかんと思うんですよ。そういう意味での流れがどんなふうに、どこら辺でそういう議論になるのかですね。今、事務局の方から時にまた臨時を入れなくちゃいけないのかなという話もありましたので、なかなか計画どおりいかない部分があつて、これに2回ぐらい入るかもかもしれませんよと、そのように理解してよろしいですかね。</p>
入佐委員長	<p>また今後臨時で招集するかと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。ほかにございませんか。</p>
入佐委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでしたら、次の協議事項（5）次回の検討事項について事務局の説明お願いいたします。</p>
事務局(谷川)	<p>資料の46ページをお開きいただきたいと思います。協議事項（5）次回の検討事項について御提案させていただきます。</p> <p>まず1番目に、地域自治区等に関することとしまして3点ございますが、地域自治組織として地域自治区など、どの組織を設置するのか。2番目に、事務所長にかえて特別職の区長を設置するのか。設置するとした場合に、その期間はどのようにするのか。3番目に、地域自治組織の設置期間、その事務内容などをどのようにするか。</p> <p>これにつきましては、当然大きな課題でございますので、次回で協議が整うということにはならないと思いますが、この3点に絞ったところでまず協議をいただきたいと思っております。</p> <p>2番目に総合支所機能に関すること、地域自治区の事務所を兼ねるというふうなことにもなろうかと思うんですが、総合支所を設置する場合の機能として、どのような事務を処理していくようにするのかということでございます。</p> <p>3番目に、新市基本計画の素案についてでございます。先ほど来でございますように、新市基本計画の序章から3章につきましての検討をいただきたいと思っております。また、その他ということでございましたら、あわせて協議いただきたいと考えております。以上です。</p>
入佐委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、何か質問、御意見ございませんか。次回からが本格的なまた協議内容になってくるかと思いますが、ありませんか。</p>
入佐委員長	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ないようでありますので、以上をもちまして協議を終わりたいと思います。</p>
事務局(馬場)	<p>これで議長の座をおろさせていただきます。どうも御苦労さまでした。</p> <p>入佐委員長、ありがとうございました。ここで資料の1番後ろに載っています確認事項について説明させていただきます。</p>
事務局(谷川)	<p>確認事項につきまして御説明させていただきます。まず、先ほどのスケジュールにもございましたように、第2回の小委員会、これを6月26日木曜日、協議会と同室でございます。午前中の午前9時30分から野尻町農村環境改善センターの研修室の方で開催をさせていただきます。本日と時間が、若干本日よりも早くなっておりますので、お間違えのないようお願いいたします。</p> <p>それから、小委員会の先進地視察研修としまして、7月1日火曜日から2日水曜日にかけて、熊本県、玉名市と熊本市・富合町合併協議会、事前に日程表もお配りしておりますが、1日に玉名市の方にお伺いしまして、熊本市内に宿泊後、</p>

事務局(馬場)	<p>2日の午前中に熊本市・富山町合併協議会の視察研修をお願いしたいと考えております。この視察研修の資料につきましては、事前にお配りをしておりますので、それぞれお目通しをいただいて、事務局の方で質疑のたたき台というものはつくっておりますが、皆様方の方でぜひお聞きになられたい質疑内容につきましては、6月の10日までに視察の出欠とあわせて御提出をいただきたいと考えております。</p> <p>それから、第3回の小委員会の臨時開催につきまして、7月8日火曜日午後1時30分から小林市役所4階大会議室で開催をさせていただきたいと思っております。</p> <p>第4回の小委員会の臨時開催につきまして、7月24日木曜日午後1時30分から、同じく小林市役所4階大会議室で開催させていただきたいと考えております。</p> <p>確認事項についての説明は以上でございます。</p> <p>それと、6月に入りますと職員の方も、大変気候が暑くなってくるということで、クールビズといいますか、ノーネクタイ期間に入りますので、小委員会、協議会での服装がそういった形で、ノーネクタイというようなことになってくるかと思えます。御了承をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。</p> <p>また、皆さん方のご理解をいただければ、本日のような形で忌憚のない御意見を出していただくような服装といいますか、そういう雰囲気にもっていければと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の小委員会を終わります。</p> <p>なお、午後1時半から引き続き神武ホールで協議会が開催されますので、定刻までにご集合ください。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: center;">午後0時8分閉会</p>
---------	---

会議録署名委員 小島 利春

会議録署名委員 竹之内 昭一